

改正

平成30年5月23日告示第59号

豊見城市自主防災組織補助金交付要綱

豊見城市自主防災組織補助金交付要綱（平成24年豊見城市告示第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、自主防災組織の活動育成を図るため、資機材等の整備、防災訓練の実施及び防災士養成に要する費用について、豊見城市自主防災組織補助金の交付に関し、豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自主防災組織 地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民が自主的に結成した自治会等を単位とする組織をいう。
- （2） 資機材等 災害発生時に自主防災組織が応急対策として使用する資機材で、別表に定めるものをいう。
- （3） 防災士養成 自主防災組織より推薦のある者が、特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士認証を取得することをいう。
- （4） 豊見城市自主防災組織補助金 豊見城市自主防災組織資機材等購入事業補助金（以下「資機材等購入補助金」という。）、豊見城市自主防災組織防災訓練事業補助金（以下「防災訓練補助金」という。）及び豊見城市自主防災組織防災士養成事業補助金（以下「防災士養成補助金」という。）をいう。

（設立届出）

第3条 自主防災組織を設立した場合は、豊見城市自主防災組織設立届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1） 自主防災組織規約
- （2） 自主防災組織役員名簿
- （3） 自主防災組織防災計画書

（補助金の種類及び対象等）

第4条 資機材等購入補助金は、資機材等の購入に要する費用に対し、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、自主防災組織が既に当該補助金の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後10年間は、これを交付しない。

2 前項の資機材等購入補助金の交付を受けた場合は、同一会計年度内に防災訓練を行わなければならない。

3 防災訓練補助金は、市の指導を受けて行う防災訓練に要する費用に対し、予算の範囲内で、1会計年度につき1度に限り、交付するものとする。

4 防災士養成補助金は、特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士認証登録に必要な費用に対し、予算の範囲内で、1会計年度につき各自主防災組織より2名までを対象に交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 資機材等購入補助金は、上限を50万円とする。

2 防災訓練補助金は、上限を5万円とする。

3 防災士養成補助金は、補助対象経費総額の2分の1以内(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とし、上限を1名につき3万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、自主防災組織を設立した後、市長に対し、豊見城市自主防災組織資機材等購入事業補助金交付申請書(様式第2号)、豊見城市自主防災組織防災訓練事業補助金交付申請書(様式第3号)又は豊見城市自主防災組織防災士養成事業補助金交付申請書(様式第4号)により補助金交付の申請を行う。

2 同一会計年度内に資機材等購入補助金及び防災訓練補助金の両方の交付申請を行うことはできない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その内容を豊見城市自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、速やかに豊見城市自主防災組織補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 資機材等購入事業実績書（様式第7号）、防災訓練事業実績書（様式第8号）又は防災士養成事業実績書（様式第9号）
- (2) 事業の実績額が確認できる書類
- (3) 事業の実施が確認できる写真（資機材等購入補助金及び防災訓練補助金の場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告があったときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、豊見城市自主防災組織補助金請求書（以下「請求書」という。）（様式第11号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（管理義務）

第13条 補助金の申請に基づき交付を受けた自主防災組織は、資機材等を常に良好な状態で使用できるよう保管責任者を定め、その管理に努めなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

資機材等

ハンドマイク	発電機	投光器	チェーンソー	エンジンカッター	懐中電灯	ヘルメット
携帯ラジオ	メガホン	担架	誘導旗	消火器	一輪車	のこぎり
					バール	ハンマー
						腕章

折りたたみはしご コードリール テント ロープ 救急セット ビニールシート リヤカー
簡易トイレ 炊飯装置 その他市長が必要と認めた物

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

豊見城市自主防災組織設立届出書

豊見城市長 殿

自主防災組織 住 所
組織名
代表者

印

豊見城市自主防災組織補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり自主防災組織の設立について届け出ます。

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
自治会等名	
設立年月日	
組織世帯数	
連絡先	住 所 電話番号 FAX 番号 緊急連絡先

2 添付書類

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織役員名簿
- (3) 自主防災組織防災計画書

豊見城市自主防災組織防災訓練事業補助金交付申請書

豊見城市長 殿

自主防災組織 住 所

組織名

代表者

印

防災訓練補助金の交付を受けたいので、豊見城市自主防災組織補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 _____ 円

2 防災訓練実施期間

年 月 日から

年 月 日まで 日間

3 訓練参加予定者数 名

4 防災訓練の種目及び経費

種 目 名	経 費 (円)	補助金の額 (円)
(1) 情報収集・伝達訓練		
(2) 初期消火訓練		
(3) 救出・救護訓練		
(4) 避難誘導訓練		
(5) 炊き出し訓練		
(6) 給水訓練		
合 計		

5 添付書類

訓練計画書

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

豊見城市自主防災組織防災士養成事業補助金交付申請書

豊見城市長 殿

自主防災組織 住 所
組織名
代表者

印

防災士養成補助金の交付を受けたいので、豊見城市自主防災組織補助金交付要綱第2条及び第6条の規定により、下記の者を推薦し、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 _____ 円
- 2 防災士養成者氏名 _____
- 3 講座受講日 _____
- 4 講座受験場所 _____

項 目	金 額 (円)
講座受講料 ①	
講座の受講に必要な教本の購入費 ②	
防災士講座取得試験受験料 ③	
防災士認証登録料 ④	
合計額 (①+②+③+④) ⑤	
⑤×1/2 ⑥	
補助金申請額 ⑥と30,000円のうち低い方の額	

5 添付書類

- (1) 防災士養成講座受講申込書の写し
(2) 防災リーダー活動誓約書

様式第5号（第7条関係）

豊見城市自主防災組織補助金交付決定通知書

豊見城市指令第 号

自主防災組織 住 所
組 織 名
代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった内容について、次のとおり豊見
城市自主防災組織補助金の交付を決定しましたので、豊見城市自主防災組織補
助金交付要綱第7条の規定により通知いたします。

年 月 日

豊見城市長 印

記

1 事業名 _____ 事業

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付条件

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

豊見城市長 殿

自主防災組織 住 所
組織名
代表者

印

豊見城市自主防災組織補助金実績報告書

年 月 日付け豊見城市指令第 号で補助金の交付を決定された豊見城市自主防災組織補助金について、完了したので、豊見城市自主防災組織補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 補助金額

事業名	_____ 事業
実績額 ①	金 _____ 円
交付決定額 ②	金 _____ 円
①と②のうち低い方の額 ③	金 _____ 円
不用額 (②-③) ④	金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 豊見城市自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第5号）の写し
- (3) 事業の実績額が確認できる書類
- (4) 事業の実施が確認できる写真（資機材等購入補助金及び防災訓練補助金の場合に限る）
- (5) その他

防災訓練事業実績書

訓練内容	実施日	参加人数	訓練実施に要した経費		
			内訳（円）	金額（円）	備考

防災士養成事業実績書

1 防災士登録者の氏名 _____

2 防災士登録の年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 支払明細

項目	支払日	防災士養成に要した経費	
		金額（円）	備考
講座受講料			
講座の受講に必要な教本の購入費			
防災士講座取得試験受験料			
防災士認証登録料			
合計			

4 添付書類

防災士認証状の写し

補助金額確定通知書

豊見城市達第 号

自主防災組織 住 所
組 織 名
代表者名 様

年 月 日付けで報告のあった内容について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊見城市自主防災組織補助金交付要綱第9条の規定により通知いたします。

年 月 日

豊見城市長 印

記

事業名	_____事業
補助金確定額	金 _____ 円

豊見城市長 殿

自主防災組織 住 所
組織名
代表者

印

豊見城市自主防災組織補助金請求書

年 月 日付け豊見城市達第 号で補助金額の確定された豊見城市自主防災組織補助金について、豊見城市自主防災組織補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

1 請求金額

補助金請求額	金	円
交付確定額	金	円

2 振込先

金融機関名・支店名	
預金種類	普通 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

3 添付書類

- (1) 補助金額確定通知書（様式第10号）の写し
- (2) 通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号及び口座名義の確認できるもの）